

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の指針】

施設入所者(令和4年度末)の5%以上削減
施設入所者(令和4年度末)の6%以上を地域生活へ移行

① 施設入所者数の削減

●名張市 83人⇒78人(6.0%削減) ●伊賀市 82人⇒76人(7.0%削減)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	76人	78人	—
実績値	77人	86人	—	76人	93人	—			—

② 地域生活移行者数の促進

●名張市 5人(6.02%) ●伊賀市 5人(6.1%)											
項 目	R6			R7			R8			R6～R8累計	
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市
目標値	1人	1人	—	2人	2人	—	2人	2人	—	5人	5人
実績値	1人	0人	—	0人	0人	—			—		—

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの充実

【国の指針】

保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、精神障がい者の精神病床からの退院の促進を図る

① 保健・医療・福祉関係者による協議の場の開催回数

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	年6回以上								
場 所	伊賀圏域								
実績値	—	—	6回	—	—	6回	—	—	

※ 伊賀圏域くらし部会、精神障がい地域包括ケアシステムWGにて協議

(3)地域生活支援の充実

【国の指針】

各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証、検討

強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域にて支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備【新規】

① 地域生活支援拠点等の整備、運用状況の検証・検討

●地域生活支援拠点等の整備									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	それぞれ1か所→面的整備								
場 所	伊賀市・名張市								
説 明	令和8年度末時点								
実績値	設置済	設置済	—	設置済	設置済	—			—

●地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	年1回以上								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	2回	6回	—	2回	4回	—			—

●強度行動障害を有する者に関する支援体制を整備

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	体制整備								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	未	実施済	—	未	実施済	—			—
	研修2回			研修2回					

(4)福祉施設から一般就労への移行

【国の指針】

令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上

① 一般就労への移行者数(②+③+④)

●名張市 9人(1.33倍) ●伊賀市 9人(1.50倍)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	9人	9人	—
実績値	9人	10人	—	17人	19人	—			—

【国の指針】

令和3年度の就労移行支援事業所から一般就労への移行実績の1.31倍以上

② 就労移行支援事業所からの移行者数

●名張市 2人(2.0倍) ●伊賀市 1人(1.3倍)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	1人	2人	—
実績値	1人	2人	—	0人	1人	—			—

【国の指針】

令和3年度の就労継続支援(A型)事業所から一般就労への移行実績の1.29倍以上

③ 就労継続支援(A型)事業所からの移行者数

●名張市 3人(1.5倍) ●伊賀市 3人(1.29倍)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	3人	3人	—
実績値	4人	5人	—	11人	12人	—			—

【国の指針】

令和3年度の就労継続支援(B型)事業所から一般就労への移行実績の1.28倍以上

④ 就労継続支援(B型)事業所からの移行者数

●名張市 4人(1.33倍) ●伊賀市 5人(1.28倍)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	5人	4人	—
実績値	4人	3人	—	6人	6人	—			—

【国の指針】

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が、5割以上の事業所を全体の5割以上(新規)

⑤ 一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上

●名張市 0か所 ●伊賀市 1か所(5割)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	全体の5割以上								
実績値	5割	なし	—	0割	なし	—			—

【国の指針】

令和3年度の就労定着支援事業所利用者数の1.41倍以上

就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

⑥ 就労定着支援事業の利用者数及び定着率

●(就労定着支援事業所数)									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
実績値	1か所	なし		1か所	なし				

●(就労定着支援事業所の利用者数)

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	—	—	—	—	—	—	9人	8人	—
実績値	1人	5人	—	3人	1人	—			—

●(就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上)

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	全体の2割5分以上								
実績値	10割	なし	—	0割	なし	—			—

(5)障がい児支援の提供体制の整備等

【国の指針】

令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置
全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築

① 児童発達支援センターの設置及びインクルージョン推進体制の構築

●児童発達支援センター設置数・場所									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	それぞれ1か所以上								
場 所	伊賀市・名張市								
説 明	令和8年度末時点								
実績値	設置済	設置済	—	設置済	設置済	—			—

●インクルージョン推進体制の構築

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	体制構築								
場 所	伊賀市・名張市								
説 明	令和8年度末時点								
実績値	設置済	設置済	—	設置済	設置済	—			—

【国の指針】

市または圏域において、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

●保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	それぞれ1か所								
場 所	伊賀市・名張市								
説明	令和8年度末時点								
実績値	設置済	設置済	—	設置済	設置済	—			—

【国の指針】

市または圏域において、医療的ケア児に対するコーディネーターを配置

③ 医療的ケア児に対するコーディネーターの配置

●医療的ケア児に対する各関係分野の支援を調整するコーディネーターの配置									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	それぞれ1人以上								
場所	伊賀市・名張市								
説明	令和8年度末時点								
実績値	0人	1人	—	1人	2人	—			—

障害福祉室
基幹相談内

【国の指針】

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

④ 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	圏域で1か所								
場所	伊賀圏域								
説明	令和8年度末時点								
実績値	—	—	設置済	—	—	設置済	—	—	

2か所

●主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス

項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域	伊賀市	名張市	伊賀圏域
目標値	圏域で1か所								
場所	伊賀圏域								
説明	令和8年度末時点								
実績値	—	—	設置済	—	—	設置済	—	—	

2か所

(6)相談支援体制の充実・強化等

【国の指針】

令和8年度末までに、各市町村において基幹相談支援センターを設置し、総合的・専門的な相談支援体制を確保するとともに、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

① 基幹相談支援センターの設置

●基幹相談支援センター設置数・場所									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	それぞれ1か所以上								
場 所	伊賀市・名張市								
説 明	令和8年度末時点								
実績値	設置済	設置済	—	設置済	設置済	—			—

② 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

●地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導及び助言									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	訪問等による実施・件数(伊賀市:年160件)								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	328件	276件	—	273件	392件	—			—

●地域の相談支援事業所の人材育成の支援									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	支援・研修会の開催(伊賀市:年1回)								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	3回	4回	—	1回	4回	—			—

●地域の相談機関との連携強化の取組									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	連携強化の取組実施(伊賀市:相談部会年10回)								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	11回	14回	—	11回	14回	—			—

③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善

名張市									
・自立支援協議会専門部会における事例検討と地域課題の抽出、地域サービスの開発・改善の取組を検討し、協議会本会議において共有した。 ・サービスの支給量や支援方針に関して多機関との調整のため、協議会における個別支援会議を実施した。主に、教育と不登校かつ障害児のサービス利用までの仕組みを設置するに至った。 ・協働体制にある相談支援事業所との個別事例の検討と地域生活支援拠点の推進、個別避難計画作成との連動、インフォーマルサービスや他制度や他専門支援の活用なども含め、地域サービスの開発につながるよう検討した。									
伊賀市									
障がい者地域自立支援協議会専門部会を活用し、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行った。									

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の指針】

令和8年度末までに、各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築

① 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用

●障害福祉サービス等に係る研修への参加									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	職員の参加・人数(伊賀市:年10人)								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	10人	11人	—	14人	15人	—			—

② 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

●障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有									
項 目	R6			R7			R8		
	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—	伊賀市	名張市	—
目標値	事業所との共有・回数(伊賀市:年12回)								
場 所	伊賀市・名張市								
実績値	12回	9回	—	12回	12回	—			—

■伊賀市地域生活支援拠点整備状況について

概 要

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

地域の事業者に機能を分担して面的な支援を行う体制の整備を行う。地域の実情を踏まえ、**緊急時の受入れ・対応について優先的に整備を行う。**

【拠点事業登録】

事業所については運営規定に拠点等の機能を担うことを規定したうえで、伊賀市障がい福祉課に事業所登録申請を行う。

【利用対象者】

障害者・児サービス利用対象者と同様。ただし、伊賀市に住所を有する者に限る。

【費 用】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（厚生労働省告示第523号）に準ずる。

各機能の具体的な内容

【相 談】

相談体制については、通常、これまでと同様、地域の計画相談事業所や伊賀市障がい者相談支援センターが対応を行う。**緊急対応等の必要がある場合は基幹相談支援センターが中心となりコーディネート**を担う。

夜間・休日については既存の市役所宿日直で受付け後、関係所属長に連絡を行い従来どおりの対応。

緊急対応については、今後、地域移行支援事業及び特定相談支援事業に障害福祉サービス等の報酬（拠点登録加算等）があるため地域事業所へ移行することも検討。

【緊急時の受入れ】

緊急時の受入れについては、**原則、事前登録制**とし、利用者の情報を事前に収集。登録事務については伊賀市障がい者相談支援センターが担う。

登録者は事前に体験利用等を行うことで、緊急時のリスクの軽減を図る。

受入れ先については、市及び近隣市町に短期入所及び介護短期入所事業所の共生型サービスを拠点事業所として登録をしてもらい活用する。

緊急受入れの利用日数は7日を限度とする。

【体験の機会】

地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や、一人暮らしの体験の機会・場を提供する。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



【資料3-②】

<登録事業所数>

R8年6月1日 時点

登録法人	事業 所数	相談	緊急受入	体験利用	登録日
社会福祉法人三重県厚生事業団	6	1	5		R2.4.1
社会福祉法人伊賀市社会事業協会	1		1	1	R2.6.1
社会福祉法人維雅幸育会	6		1	5	R2.7.1
社会福祉法人伊賀昂会	1		1		R3.4.1
社会福祉法人聖マッテヤ会	1		1		R3.6.1
社会福祉法人維雅幸育会	1	1			R4.3.1
社会福祉法人伊賀市社会事業協会	1	1			R4.7.1
社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会	1	1			R4.9.1
社会福祉法人洗心福祉会	1	1			R5.10.1
社会福祉法人名張育成会	1		1	1	R5.11.1
一般社団法人道	1		1	1	R6.8.1
社会福祉法人維雅幸育会	1			1	R6.10.7
社会福祉法人洗心福祉会	1	1			R7.4.16
計	23	6	11	9	